



# 佐賀県公報

平成16年  
9月17日  
(金曜日)  
第 12508号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

## 目次

### 告示

○公有水面埋立てに関する工事の竣功認可

(六〇三・農山漁村課) 一

○保安施設地区の予定地

(六〇四・森林整備課) 二

### 公告

○電界放出形走査電子顕微鏡の購入に係る一般競争入札

(新産業課) 三

○ガスクロマトグラフ質量分析装置の購入に係る一般競争入札

( ) 五

## ○ 告 示

### ●佐賀県告示第六百三三号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二條第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立てに関する工事の竣功を認可した。

平成十六年九月十七日

佐賀県知事 古 川 康

一 竣功認可年月日 平成十六年九月八日

二 竣功認可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

(1) 住所 東松浦郡鎮西町大字名護屋一五三〇番地

(2) 名称 鎮西町

(3) 代表者の氏名 鎮西町長 山中幸光

三 埋立区域及び面積

(1) 位置

東松浦郡鎮西町大字加唐島字鼻連ラ三三三六番一、三三三六番五、三三三六番六、三三三六番七及び三三六一番一七の地先の公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、①の地点から②⑥の地点までを順次直線で結んだ線及び②⑥の地点と①の地点とを結ぶ春分・秋分の満潮位(DLプラス二・五〇メートル)における公有水面と陸域との境界線により囲まれた区域並びに②⑦の地点から④⑤の地点までを順次直線で結んだ線及び④⑤の地点と②⑦の地点とを結ぶ春分・秋分の満潮位(DLプラス二・五〇メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 東松浦郡鎮西町大字加唐島字鼻連ラ三三三三番に設置された漁

港原点(北緯三三度三六分三五秒、東経一二九度五一分三九秒の

地点をいう。)から二四三度四二分三一秒一九四・三五メートル

の地点

②の地点 ①の地点から二九六度五〇分二五秒一・六八メートルの地点

③の地点 ②の地点から二六度五一分〇一秒一・二六メートルの地点

④の地点 ③の地点から二六度五〇分三七秒二・三〇メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から一一五度〇〇分二九秒一・一九メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から一〇六度一三分五四秒一・二一メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から八七度四九分四三秒一・二七メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から六六度二五分五二秒一・六三メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から三三三度〇〇分三六秒〇・九五メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から五二度〇三分〇一秒一・四一メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から一四三度三〇分一秒〇・八〇メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から五一度二八分二四秒二二・五二メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から五三度〇五分五八秒二・六二メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から五八度〇〇分二一秒二・七四メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から六二度二八分二秒二・七五メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から六六度〇六分四五秒二・四八メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から六七度三二分二七秒一五・三五メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から七二度一五分〇一秒一・六九メートルの地点

①9の地点	①8の地点から七八度五九分三二秒一・七九メートルの地点
②0の地点	①9の地点から五〇度一六分三四秒二・一五メートルの地点
②1の地点	②0の地点から一〇七度五九分〇五秒〇・五六メートルの地点
②2の地点	②1の地点から一九四度三四分五二秒一・一五メートルの地点
②3の地点	②2の地点から九八度〇八分二三秒一・七一メートルの地点
②4の地点	②3の地点から一〇八度〇七分五四秒一・四九メートルの地点
②5の地点	②4の地点から一一二度三一分三三秒三・二八メートルの地点
②6の地点	②5の地点から一一三度〇五分三六秒三〇・三八メートルの地点
②7の地点	②6の地点から一〇七度五〇分〇八秒七・七一メートルの地点
②8の地点	②7の地点から八五度〇五分五七秒一・八四メートルの地点
②9の地点	②8の地点から七三度四六分三三秒一・一九メートルの地点
③0の地点	②9の地点から六一度五二分三三秒一・二三メートルの地点
③1の地点	③0の地点から五一度二五分一三秒一・六八メートルの地点
③2の地点	③1の地点から三九度三一分四四秒一・八〇メートルの地点
③3の地点	③2の地点から二八度〇二分四七秒二・〇八メートルの地点
③4の地点	③3の地点から一六度〇九分一八秒一・九二メートルの地点
③5の地点	③4の地点から八度二九分一五秒一・六五メートルの地点
③6の地点	③5の地点から八度五〇分三九秒二・二二メートルの地点
③7の地点	③6の地点から一三度〇三分〇〇秒二・四一メートルの地点
③8の地点	③7の地点から一九度〇五分四〇秒二・一二メートルの地点
③9の地点	③8の地点から二二度一三分一〇秒一・九六メートルの地点
④0の地点	③9の地点から二六度四七分三一秒二・一五メートルの地点
④1の地点	④0の地点から三三度一三分五七秒一・九八メートルの地点
④2の地点	④1の地点から三七度四九分五六秒一・八七メートルの地点
④3の地点	④2の地点から三三一度四一分四三秒一・九〇メートルの地点
④4の地点	④3の地点から六一度四一分五〇秒三・八九メートルの地点
④5の地点	④4の地点から一五一度四一分五七秒三・〇七メートルの地点

(3) 面積 三七六・七九平方メートル

四 埋立ての免許年月日及び番号

(1) 免許年月日 昭和六十一年八月六日

(2) 番号 佐賀県指令六一漁港第千三百三号

五 公有水面埋立法第二十二條第三項に規定する市町村名

鎮西町

●佐賀県告示第六百四号

次の区域を保安施設地区の予定地とする旨、農林水産大臣から通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十四條において準用する同法第三十條の規定により告示する。

平成十六年九月十七日

佐賀県知事 古川 康

一 保安施設地区の予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱二百三十号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と標柱二百三十号とを直線で結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

藤津郡塩田町大字谷所字弁才山乙一八九三の三、乙一八九三の四、字天狗平乙一九一七の一、字長助平乙一九二五、乙一九二五地先、字平林乙一九七四、乙一九七四地先、乙一九八一、乙一九八二地先、乙一九八三、乙一九八四、乙一九八六、乙一九八七、乙一九九一、乙一九九一地先、乙一九九三の一、乙一九九四、乙一九九四地先、乙一九九七、乙一九九九から乙二〇〇一まで、乙二〇〇一地先、乙二〇〇九、乙二〇〇九地先、乙二〇一〇、乙二〇一〇地先、乙二〇一二、乙二〇一三三三、字一ノ谷乙二〇二三三の一、乙二〇二四、字梅ノ木谷乙二二八六地先、乙二二八八、乙二二九〇、

二 指定の目的  
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- エ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び埴田町役場に備え置いて縦覧に供す。)

○ 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年9月17日

収支等命令者

佐賀県築業技術センター 所長 谷 口 優

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量 電果放出形走査電子顕微鏡 1式
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による
- (3) 納入期限 契約締結後4か月以内
- (4) 納入場所 佐賀県西松浦郡有田町中部丙3037番地7  
佐賀県築業技術センター
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 当該物品を期限内に納入できる者であること。
- (3) 当該物品の購入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

3 入札参加者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、当該物品の性能、機能等に関する応札仕様書を別途当センターが定める期限までに当該物品の担当者に提出しなければならぬ。提出された応札仕様書を審査の上、入札参加資格を有すると認められた者に限り、入札の対象者とする。

なお、提出した仕様書等について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
郵便番号844-0024 佐賀県西松浦郡有田町中部丙3037番地7  
佐賀県築業技術センター  
電話 0955-43-2185
- (2) 入札説明書の交付方法 平成16年9月17日から平成16年10月28日までの期間、上記(1)の場所で随時交付する。
- (3) 入札書の提出方法 上記(1)の場所に持参し、又は郵送すること。  
なお、郵送の場合は書留郵便とする。
- (4) 入札書の提出期限 平成16年10月29日 10時
- (5) 開札の日時及び場所 平成16年10月29日 10時  
佐賀県築業技術センター2階 中会議室

<p>5 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金</p> <p>入札書の提出期限までに、見積金額の100分の5以上の金額を納付すること（現金の納付に代え、国債、地方債、日本政府の保証する債権、確実と認められる社債、銀行若しくは確実と認められる金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手、銀行若しくは確実と認められる金融機関が引き受け、若しくは保証若しくは裏書をした手形、定期預金債権又は銀行若しくは確実と認められる金融機関の保証を担保として供することも可）。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、入札保証金の納付を免除する。</p> <p>ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額100分の5以上）を締結し、その保険証券を提出する者</p> <p>イ 過去2年間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち2件に係る履行証明書等を提出する者</p> <p>(3) 契約保証金</p> <p>契約締結の際に、契約に係る金額の100分の10以上の金額を納付すること（現金の納付に代え、国債、地方債、日本政府の保証する債権、確実と認められる社債、銀行若しくは確実と認められる金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手、銀行若しくは確実と認められる金融機関が引き受け、若しくは保証若しくは裏書をした手形、定期預金債権又は銀行若しくは確実と認められる金融機関の保証を担保として供することも可）。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、契約保証金の納付を免除する。</p> <p>ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額100分の10以上）を締結し、その保険証券を提出する者</p>	<p>イ 過去2年間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち2件に係る履行証明等を提出する者</p> <p>(4) 入札無効 次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。</p> <p>ア 参加する資格のない者</p> <p>イ 本入札について不正行為を行った者</p> <p>ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者</p> <p>エ 1人で2以上の入札をした者</p> <p>オ 代理人でその資格のないもの</p> <p>カ 入札保証金を納付しない者及び当該保証金の納付額が不足する者</p> <p>キ 前各号に掲げるもののほか、本入札の条件に違反したものの</p> <p>(5) 契約書作成の要否 要</p> <p>(6) 落札者の決定方法</p> <p>ア 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。</p> <p>イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>(7) 詳細は入札説明書による。</p> <p>(8) この調達契約は、1994年4月15日のマラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>6 Summary</p> <p>(1) The nature and quality of the products to be purchased: Field Emission Scanning Electron Microscope</p> <p>(2) Deadline : 10:00A. M., 29 October 2004</p>
--	--

<p>(3) For more information, contact with the following address</p> <p>Saga Ceramics Research Laboratory Fine Ceramics Research Group 3037-7, Chubu-hei, Arita-machi, Nishimatsuura-gun, Saga 844-0024 Japan TEL. +81-955-43-2185, FAX. +81-955-41-1003</p> <p>次のとおり一般競争入札に付します。 平成16年9月17日</p> <p>収支等命令者 佐賀県窯業技術センター所長 谷 口 優</p> <p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 購入物品及び数量 ガスクロマトグラフ質量分析装置 1式</p> <p>(2) 購入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。</p> <p>(3) 納入期限 契約締結後3か月以内</p> <p>(4) 納入場所 佐賀県西松浦郡有田町中部平3037番地7 佐賀県窯業技術センター</p> <p>(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 入札参加資格</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 当該物品を期限内に納入できる者であること。</p>	<p>(3) 当該物品の購入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。</p> <p>3 入札参加者に求められる義務</p> <p>入札に参加しようとするものは、当該物品の性能、機能等に関する応札仕様書を別途当センターが定める期限までに当該物品の担当者に提出しなければならない。提出された応札仕様書を審査の上、入札参加資格を有すると認められたもの限り、入札の対象者とする。</p> <p>なお、提出した仕様書等について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。</p> <p>4 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号844-0024 佐賀県西松浦郡有田町中部丙3037番地7 佐賀県窯業技術センター 電話 0955-43-2185</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 平成16年9月17日から平成16年9月29日までの間、上記(1)の場所で随時交付する。</p> <p>(3) 入札書の提出方法 上記(1)の場所に持参し、又は郵送すること。</p> <p>なお、郵送の場合は書留郵便とする。</p> <p>(4) 入札書の提出期限 平成16年9月30日 10時</p> <p>(5) 開札の日時及び場所 平成16年9月30日 10時 佐賀県窯業技術センター2階 中会議室</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 入札保証金 入札書の提出期限までに、見積金額の100分の5以上の金額を納付すること(現金の納付に代え、国債、地方債、日本政府の保証する債権、確実と認められる社債、銀行若しくは確実と認められる金融機関が振り出し、</p>
---	--

<p>若しくは支払保証をした小切手、銀行若しくは確実に認められる金融機関が引き受け、若しくは保証若しくは裏書をした手形、定期預金債権又は銀行若しくは確実に認められる金融機関の保証を担保として供することも可)。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、入札保証金の納付を免除する。</p> <p>ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額100分の5以上）を締結し、その保険証券を提出する者</p> <p>イ 過去2年間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち2件に係る履行証明書等を提出する者</p> <p>(2) 契約保証金</p> <p>契約締結の際に、契約に係る金額の100分の10以上の金額を納付すること（現金の納付に代え、国債、地方債、日本政府の保証する債権、確実に認められる社債、銀行若しくは確実に認められる金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手、銀行若しくは確実に認められる金融機関が引き受け、若しくは保証若しくは裏書をした手形、定期預金債権又は銀行若しくは確実に認められる金融機関の保証を担保として供することも可)。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、契約保証金の納付を免除する。</p> <p>ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額100分の10以上）を締結し、その保険証券を提出する者</p> <p>イ 過去2年間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち2件に係る履行証明等を提出する者</p> <p>(3) 入札無効 次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。</p> <p>ア 参加する資格のない者</p> <p>イ 本入札について不正行為を行った者</p>	<p>ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者</p> <p>エ 1人で2以上の入札をした者</p> <p>オ 代理人でその資格のないもの</p> <p>カ 入札保証金を納付しない者及び当該保証金の納付額が不足する者</p> <p>キ 前各号に掲げるもののほか、本入札の条件に違反したものの</p> <p>(4) 契約書作成の要否 要</p> <p>(5) 落札者の決定方法</p> <p>ア 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。</p> <p>イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>(6) 詳細は入札説明書による。</p>
--	--